

## 佐倉市防災行政無線戸別受信機貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害、防災情報等の緊急通報、行政情報等を伝達するため、佐倉市防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の無償貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象及び数量)

第2条 無償貸与の対象となる者は、市内に住居、事業所等があるものとする。ただし、市長は、次に掲げる施設、団体及び個人に対して、優先的に戸別受信機を無償貸与することができる。

(1) 児童福祉施設、医療施設及び社会福祉施設

(2) 自主防災組織及び自治会

(3) 佐倉市災害対策条例（平成14年佐倉市条例第23号）第11条第2項の規定により定められた区域に住居を有する65歳以上の者で構成された世帯の世帯主

(4) その他市長が必要と認める者

2 貸与台数は、一の施設、団体又は世帯につき1台とする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りではない。

(貸与の申請)

第3条 戸別受信機の無償貸与を受けようとする者は、市長に対し、佐倉市防災行政無線戸別受信機貸与申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(貸与の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、貸与の可否を決定し、佐倉市防災行政無線戸別受信機貸与（不貸与）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第5条 戸別受信機の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 戸別受信機の稼働に要する電気料金並びに非常電源用乾電池の購入及び交換の費用

(2) 戸別受信機の修理に要する費用（使用者の故意又は過失による損傷を原因とする場合に限る。）

(3) 使用者が戸別受信機を設置、移設又は撤去する場合に要する費用

(戸別受信機の返還)

第6条 使用者は、市外への転居その他の理由により戸別受信機を必要としなくなったとき又は市長が返還を求めたときは、直ちに佐倉市防災行政無線戸別受信機返還届（別記様式第3号）を市長に提出するとともに、戸別受信機を返還しなければならない。

(設置場所等の変更)

第7条 使用者は、転居、移転等により戸別受信機の設置場所又は設定状況に変更が生じた場合は、佐倉市防災行政無線戸別受信機設置変更届（別記様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(戸別受信機の管理運用)

第8条 使用者は、戸別受信機を適正に取り扱うとともに、異常を発見したときは、直ちにその状況を市長に届け出なければならない。

2 使用者は、戸別受信機を故意又は過失によって損傷したときは、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

3 使用者は、戸別受信機を譲渡し、転貸し、又は担保に供することができない。

(管理台帳)

第9条 市長は、戸別受信機の設置の状況を明確にするため、管理台帳を整備するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和3年10月29日 決裁佐危第591号)

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。